令和8年度那須塩原市地域共創展企画運営事業業務委託仕様書

1 業務名

令和8年度那須塩原市地域共創展企画運営事業業務委託

2 背景及び課題

本市では、100年先も那須塩原が元気なまちであることを目指し、一人ひとりの「好き」や「思い」を起点に、他者との出会い、学び及び実践を通じて新しい価値を生み出す「地域共創事業」を推進している。このため、「amカレッジ」「那須地域開拓塾」「リモスキルーム」「NOBASU」等を展開し、多様な立場の人が地域に関わり、活動する機会を創出してきた。

また、地域共創事業では、全体のコピーとして「いきるをさがしに。」を掲げている。ここでいう「いきる」には、生きることだけでなく、一人ひとりの個性や可能性が活きること、何かを活かすことなど、多様な意味を込めている。それぞれの「いきる」に決まった正解はなく、自分にとって大切なことを見つけ、他者との出会いや学びを通じて可能性を広げていくこと、そして、一人ひとりの思いや行動が重なり合い、まちに新たな価値が生まれていくことを目指している。

これらの取組を地域全体へ広げるためには、個別事業の実績や成果の紹介だけでなく、活動に関わる人々の価値観、思い、迷い、挑戦の過程及び変化を伝え、来場者が自身の暮らしや地域との関わりを考える契機をつくる必要がある。さらに、地域共創事業をこれまで知らなかった人にも届く表現や展示体験を通じ、共感や新たなつながりを生むことが求められる。

3 事業概要

(1) 目的

本業務は、地域共創事業の活動やそこに関わる人々の多様な姿を発信する「地域共創展」を企画・開催し、来場者が自分自身と那須塩原の新たな可能性に気づく機会を創出するとともに、地域共創事業に対する理解、共感及び参画の広がりに寄与することを目的とする。

a. 展示を通じて来場者に期待する変化は、次のとおりとする。
    i. 多様な「いきる」を知ること：自分とは異なる思いや価値観、活動等に触れる。
    ii. 可能性を広げる機会が本市にあると知ること：出会い、学び及び挑戦を支える地域共創事業の存在を知り、挑戦が一部の特別な人だけのものではないと感じる。
    iii. 自分とまちの可能性を感じること：他者の経験を自分に引き寄せ、「自分だったら何をしてみたいか」を考えるとともに、一人ひとりの思いや行動からまちの新しい価値が生まれ得ることを感じる。

※なお、上記は来場者に期待する体験価値を示すものであり、
展示の順路やゾーニングを指定するものではない。

(2) 基本方針

a. 成果を上げた人のみを取り上げるのではなく、挑戦の途中にいる人、これから何かを見つけようとしている人、他者の活動を支える人など、多様な姿を肯定的かつ丁寧に伝えること。
b. 単なる事業実績の報告又は一方的に行動を促す自己啓発的な展示にとどめず、来場者が自ら考え、新しい気づきを得られる展示とすること。
c. 那須塩原市のパーパス「好きを、編む。」及び地域共創事業の趣旨を踏まえること。なお、地域共創事業全体のコピー「いきるをさがしに。」は、展示名称として指定するものではなく、使用するか否かを含め提案によるものとする。
d. 限られた予算の中で、展示物の量や規模のみを追求するのではなく、多様な人や価値観との出会い、来場者の気づきなど、展示の体験価値と費用対効果の両立を図ること。

4 履行場所

那須塩原市図書館みるる　ほか

・展示　みるるAve.

・トークイベント　サクシード・ツグナラホール又はアクティブラーニングスペース

※各スペースは確保済み。

※平面図は次のホームページ内に掲載されている。

・https://www.nasushiobara-library.jp/

5 履行期間

(1) 履行期間　契約締結の翌日から令和9(2027)年3月31日(水)まで

(2) 展示期間　令和9（2027）年2月23日（火・祝）から3月14日（日）まで（予定）

6 履行内容

目的達成のため、地域共創事業を紹介する展示の企画、取材・編集、デザイン、制作、設営・撤収、展示期間中の維持管理、関連トークイベント等の企画運営、広報、効果検証及び報告など、以下の事業を行う。本業務の円滑な進捗を図るため、受託者は逐次、市と協議しながら業務を進めること。

また、目的達成のため、効果的であると考えられる事業は積極的に提案すること。

(1) 展示全体の企画及び構成

a. 「3 事業概要」に示した目的及び体験価値を踏まえ、展示コンセプト、タイトル、全体のストーリー、ターゲット、展示構成、表現方法、空間演出及び実施スケジュールを企画すること。その際、3（1）ア～ウの体験価値のそれぞれについて、来場者が何に出会い、どのように気づくのかという体験の設計を具体的に示すこと。
b. 個別事業の紹介を単に並べるのではなく、地域共創事業全体の考え方や各事業のつながりが来場者に伝わる構成とすること。

c. 通常の図書館利用者等にも関心を持ってもらえるよう、空間の特性を踏まえた導線、視認性、滞留及び鑑賞体験を計画すること。
d. 展示の表現媒体は、パネル、写真、映像、実物、音声、体験型の仕掛け等から目的に応じて提案することとし、特定の媒体に限定しない。
e. 市のロゴマーク、ビジュアルアイデンティティ等を使用する場合は、市が提示する使用ルールを遵守し、使用方法について事前に市の承認を得ること。

(2) 展示コンテンツの企画及び編集

a. 地域共創事業全体及び「amカレッジ」「那須地域開拓塾」「リモスキルーム」「NOBASU」の取組に加え、本市と連携協定を締結した企業等との取組を紹介すること。企業等との連携については、単なる企業紹介にとどまらず、連携に至った背景や目的、具体的な取組、そこから生まれた価値等が伝わる内容とすること。紹介対象及び具体的な展示方法は、市と協議の上、決定すること。
b. 来場者が自分とは異なる思いや価値観、選択に触れられるよう、多様な人の考え方を伝える展示を企画すること。例えば、複数の人に共通の問いを投げかけ、それぞれの回答を紹介する方法等が考えられるが、これに限定しない。具体的な企画内容、対象者の属性・人数、取材方法及び展示方法は提案によるものとする。
c. 参加者等の「顔」が見える人物紹介を企画し、参加の動機、活動前後の思いや経験、葛藤、変化及び今後の展望等を伝えること。成果のみで人物を選ぶことなく、多様な立場や段階の人を取り上げること。
d. 来場者が他者の物語を自分自身に重ね、自分とまちの新たな可能性について考えたり、新たな問いを持ち帰ったりできるような体験を企画すること。具体的な手法は提案によるものとする。
e. 掲載内容は、事実関係を確認の上、専門用語や行政用語に偏らない平易な表現とし、写真、見出し、図表等を効果的に用いて編集すること。

(3) 取材、素材収集及び権利確認

a. 展示に必要な取材対象者及び掲載事例について、選定の考え方を示した上で市と協議して選定すること。市又は各事業の実施者は、取材候補者の紹介及び初回の連絡に必要な協力を行い、受託者は、以後の取材依頼、日程調整、インタビュー、写真等の素材収集及び原稿作成を行うこと。
b. 取材対象者等への掲載内容の確認及び必要な校正を行い、個人情報、肖像権、著作権その他の権利に配慮して、展示、広報、実施報告及び市による事業の周知（市のウェブサイト、SNS、note、印刷物、次年度以降の展示等を含む。）に必要な範囲の同意又は許諾を、書面等により得ること。未成年者を取材対象とする場合は、保護者等の同意も得ること。
c. 掲載後に取材対象者から掲載内容の修正又は取下げの申出があった場合は、市と協議し、展示物及び公開媒体の性質に応じて必要な対応を速やかに行うこと。

(4) 展示物のデザイン、制作及び設営・撤収

a. 展示コンセプトに沿った会場レイアウト、制作物及び設営方法を提案し、市の承認を得た上でデザイン、制作、搬入及び設置を行うこと。
b. 展示物の規格、数量、材質、什器の構造及び映像機器の使用等は、会場条件、安全性、維持管理及び費用対効果を踏まえて提案すること。
c. 施設の利用規則を遵守し、避難動線、転倒・落下・火災防止、施設の汚損・破損防止、通行の妨げとならない配置等に配慮すること。会場の床面、壁面及び天井への固定その他施設を損傷するおそれのある方法は、施設管理者が認める場合を除き用いないこと。固定方法等については事前に施設管理者の承認を得ること。また、消防法令上必要な措置（防炎性能等）について施設管理者に確認の上、対応すること。電気工事を伴う場合は、関係法令に従い有資格者が施工し、施設の電気容量の範囲内とすること。
d. 展示期間中に必要な点検及び軽微な修繕等を行う体制を整えること。展示終了後は展示物等を撤去し、原状回復を行うこと。
e. 展示物の再利用又は適切な処分等、資源の有効利用及び環境負荷の低減に可能な範囲で配慮すること。
f. 展示期間中の運営体制（盗難・破損・転倒の防止、緊急時の来場者の安全確保及び連絡体制を含む。）を整えること。
g. 展示終了後の展示物（パネル、什器、映像機器等）について、再利用、引渡し、処分又は賃借機器の返却の区分を業務計画書で整理し、市の承認を得た上で適切に対応すること。市が引渡しを希望する展示物を除き、撤去、処分又は返却に必要な経費を委託料に含むこと。

(5) 関連トークイベント等の企画及び運営

a. 展示期間中の1日に、展示内容と連動したトークイベント等を開催すること。1日の中に複数のプログラムを設けることは差し支えない。開催日及び会場は市と協議の上、決定する。会場の確保及び施設の使用に係る手続は、市が行う。
b. 登壇者の多様な価値観や経験、地域との関わり方等に触れ、参加者が自分自身やまちの新たな可能性に気づく内容とすること。成功事例の一方的な紹介に偏らず、多様な立場や考え方が伝わる構成に配慮すること。
c. トークテーマ、登壇者の選定方針及び登壇者像、司会進行者、対象者、実施形式、プログラム構成並びに参加者に期待する気づき等について、具体的な企画案を提案すること。登壇者の具体的な候補者を提案することも可能とするが、選定理由及び実現可能性を示し、出演の確約がない場合はその旨を明記すること。トークとワークショップ、対話又は交流を組み合わせることも可能とする。
d. 登壇者等は、選定の考え方を示した上で、市の承認を得て決定すること。出演依頼、日程調整、事前打合せ、進行台本等の作成及び当日の連絡調整を行うこと。登壇者等に係る謝金、旅費等の必要経費は企画提案時に見積もり、委託料に含めること。具体的な出演条件は、契約後に市と協議の上、決定すること。
e. 開催に必要な備品・機材、会場レイアウト及び運営スタッフ等を手配し、参加者の募集、受付、進行、登壇者対応並びに安全管理等を行うこと。参加費は無

料とし、定員は会場の収容人数を踏まえて提案すること。必要に応じて参加者アンケート等を実施すること。

f. 展示と関連イベントが相互に関心を高めるよう、イベントへの誘導、展示の鑑賞及びイベント後の情報提供等について工夫すること。

g. 登壇者の欠席、体調不良、災害、感染症その他の事由により予定どおりの実施が困難となる場合に備え、代替案及び連絡体制（登壇者の変更、実施形式の変更、延期又は中止の判断を含む。）を業務計画書に定めること。実施の変更、延期又は中止の判断は、市と協議の上、行う。

(6) 広報及び情報発信

a. 展示及び関連トークイベント等の開催を広く周知し、来場及び地域共創事業への関心につながる広報計画を策定すること。

b. 広報物の種類、制作数量、媒体及び発信頻度は、対象者に届く効果及び費用対効果を踏まえて提案すること。印刷物、SNS、Web媒体、施設・関係団体との連携等を適切に組み合わせること。

c. 市又は地域共創事業の公式アカウント等を使用する場合は、掲載内容、公開時期及び運用方法について事前に市の承認を得ること。新たにアカウント等を開設する場合は、開設の可否を市と協議の上、決定し、開設する場合は市が管理者権限を保有すること。

(7) 他の地域共創事業等との連携

a. 各事業の担当者又は受託者等と必要な連絡調整を行い、事業の成果、参加者及び展示素材等の情報収集に努めること。

b. 展示期間中に予定される関連プログラムの成果発表等（NOBASUの成果発表、amカレッジの最終発表等を想定）との連動について、市及び当該事業の実施者と協議すること。成果発表等の企画運営、会場、機材、スタッフ、広報及び経費の分担は、関係者間で事前に明確化し、本業務との重複又は実施業務の漏れが生じないよう調整すること。なお、別途委託する各プログラム自体の企画運営業務は、本業務に含まない。

(8) 記録、効果検証及び報告

a. 展示及び関連イベントの実施状況を写真等で記録し、来場者の反応、参加状況及び広報実績等を把握すること。来場者が写り込む場合は、撮影を行う旨を会場に掲示する等の配慮をし、個人が特定される形で利用する場合は本人の同意を得ること。

b. 「3（1）ア～ウ」の体験価値に対応させ、来場者がどのような気づきを得たか、地域共創事業への理解や関心がどのように変化したか等を把握し、効果を検証すること。展示会場の特性に応じ、来場者への負担が過大とならない定量的・定性的な把握方法を提案し、実施すること。

c. 成果、課題及び次年度以降の改善に向けた提言を整理し、実施報告書を作成すること。

(9) 提案業務

本業務委託に係る公募型プロポーザルにおいて企画提案書に記載した内容は、市と協議の上、業務計画書（7（1））に反映して実施内容として確定させる。確定した内容は、市の承認なく縮小又は変更してはならない。

なお、地域共創事業については、以下を参照すること。
地域共創事業公式note | https://note.com/kyousou_ns

7 業務の進め方

(1) 受託者は、業務に先立ち業務内容及び実施体制、実施方法、スケジュール等の業務を迅速に遂行するために必要な計画を作成し、市の承認を得て業務を実施すること。
(2) 受託者は、進捗状況等を市に逐次報告するほか、必要に応じて市と打合せを行うこと。打合せを行った場合には、受託者において議事録を作成すること。
(3) 受託者は、市から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合には、速やかに提出すること。

8 成果物

本業務の成果物は次のとおりとし、それぞれ電子データ（文書はpdf、画像はpng、動画はmp4）をメール又はCmosy（クモシィ）等で納品するものとする。
(1) 実施報告書
(2) その他本業務において作成し、又は取得したもので市が指示するもの。

9 支払条件

精算払

10 その他

(1) 総括責任者の配置
   a. 受託者は、本事業の実施に当たり、同種類似業務に関する十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。
   b. 総括責任者は企画提案時点で明らかとするものとし、原則として変更できない。
(2) 業務及び結果等の管理
   a. 事業完了後、速やかに業務完了報告書を作成し、市に提出すること。
(3) 権利等
   a. 本仕様書により制作された成果物の一切の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、完了検査をもって全て市に移転すること。
   b. 成果物については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
   c. 第三者が有する知的財産権の侵害の申立てを受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

d. 受託者は、市が認めた場合を除き、成果物に係る著作者人格権を行使できないものとする。

(4) その他

a. 本事業の実施に当たっては、関係法令を順守し、市と協議を重ねながら、適正に履行すること。
b. 本事業の実施に際して、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、事業終了後も同様とする。
c. 業務に係る費用は、全て委託金額に含むこと。
d. 本事業の再委託は原則として認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、市が承諾した場合は、この限りでない。
e. 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは市と受託者が協議の上、定めることとする。
f. 上記にかかわらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本事業に含まれるものとする。
g. 個人情報取扱特記事項を遵守すること。

11 担当課

那須塩原市企画部企画政策課